市民主体のまちづくりへの第一歩!!

佐野市のまちづくりのルールづくり

自治基本条例は、まちづくりの基本ルールを条例として定めるものです。一般的には、その自治体のまちづくりの基本を定める条例ですが、もう一つの大きな意味として住民参加の枠組み、いわゆる住民が自治体の政策や施策に積極参加するための基本を定める条例であるとされています。

そのため、市民の皆さんとともに条例を作ることがとても重要です。

市では、学習会や座談会を開催し、自治基本条例についての周知を行うとともに、自治基本条例を検討していただく市民組織を立ち上げるために、公募や無作為抽出を通じて参加者の募集を行ってきました。

※政策とは……まちづくりの将来像および行政上の課題に対応するための基本方針

※施策とは……政策を実現するための具体的手段

「佐野市まちづくり条例の会」が発足

自治基本条例を知っていますか

11月に公募や無作為抽出から選出された方を会員とする「佐野市まちづくり条例の会」が発足しました。メンバーは、無報酬という条件で活動しています。

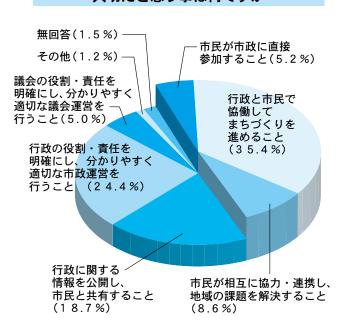
これまでに、会則を定めるほか、ワークショップ形式にて親睦を深め、今後、本格的に条例の検討に取り組んでいくことになります。市民主体の市政運営を行っていくために、どのような規定を条例に盛り込む必要があるかなど、市民の立場から検討を進めていきます。

平成25年1月市民意識調査結果

無回答 内容を知っている (1.1%)(ある程度知っている) (3.9%)詳しい内容は 知らないが、 知らない 趣旨は知っている (この意識調査又は (20.7%)広報の記事で 初めて知った) (36.4%) 内容は分からないが、 名前は聞いた ことがある (38.0%)

※割合については、四捨五入で表記したため 合計が100にならないことがある

これからまちづくりを進めるにあたり 大切だと思う事は何ですか



スケジュール案

平成29年4月の制定を目標にしております。 (主なスケジュール)

平成26年度

佐野市の現状を把握し、まちづくりに必要な 事項について協議します。

ワークショップ、テーマ別部会への 振り分けなど



平成27年度

平成28年度

市民(町会など)、行政や議会、各種団体との 意見交換などによって、さまざまなご意見を集 め、整理しながら、条例案としてまとめます。 条例案を市長へ提出することを目指します。

各団体との意見交換、条例骨子案 作成

市民フォーラム、条例案作成、条例 案を市長へ提出

※市の例規審査委員会を経て議会へ提出



平成29年度

条例制定(目標)





佐野市まちづくり条例の会への参加者募集

佐野市まちづくり条例の会では、随時、参加者の募集を行っています。 佐野市に在住、在勤、在学の20歳以上で、自治基本条例の策定に無報酬 で参加していただける方はぜひお申し込みください。

行政経営課行政経営係 ☎(20)3005



どなたでも 傍聴できます

事前に電話でお申し込みの上、 お気軽にお越しください。

【開催予定】 ※変更する場合があります。

1月20日(火) 午後6時30分~午後8時30分 2月25日(水) 午後6時30分~午後8時30分 3月17日(火) 午後6時30分~午後8時30分

場所は、いずれも佐野市勤労者会館です。

佐野市行政経営課行政経営係 ☎(20)3005

